

西目屋村  
高 齡 者 福 祉 計 画  
第 9 期 介 護 保 険 事 業 計 画  
(計画期間 令和6年度～令和8年度)

令和6年3月  
西 目 屋 村

## はじめに

本村は、「親から子へつなぐ 悠久の森 源流の里 にしめや」をキャッチフレーズとした、美しい自然とともに豊かさをつないでいく村づくりを目指し、「いきがいの持てる福祉と健康づくりの推進」を福祉関係の基本理念として、地域福祉の推進に努めております。



高齢化が進む中、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送るためには、地域全体が支え合い、助け合うことが重要です。限りある社会資源を効果的に活用しながら日常生活の支援が包括的に確保できるよう考えております。

このたび令和3年3月に策定した第8期計画を見直し、令和6年度から令和8年度までの高齢者保健福祉事業や介護保険事業の具体的な目標を定めた「西目屋村高齢者福祉計画・第9期西目屋村介護保険事業計画」を策定しました。この計画に基づき、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据えた中長期展望のもと、高齢者が安心して暮らせるよう福祉サービスの充実に取り組んでまいります。

最後に本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました西目屋村介護保険事業計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、「介護保険事業計画策定ニーズ調査」にご協力いただきました村民の皆様に、心より感謝申し上げますとともに、計画実現に向けて一層のお力添えをお願い申し上げます。

令和6年3月

西目屋村長 桑田 豊昭

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	
2 計画の位置づけと期間	
3 計画の策定体制	
4 計画の進行管理	
第2章 高齢者の現状と将来推計	4
1 人口の推移と将来推計	
2 要介護者等の認定者数の推移と認知症者数	
3 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について	
第3章 計画の基本的な考え方	13
1 基本理念	
2 基本目標	
・基本目標1 高齢者が健康で生きがいをもって暮らせる体制づくり	
・基本目標2 生涯現役に向けた環境づくり	
・基本目標3 自宅や住み慣れた地域の施設で安心して暮らせる体制整備	
・基本目標4 適正な介護保険事業の運営	
第4章 保健福祉サービスの推進	23
1 保健サービスの充実	
2 福祉サービスの充実	
3 民間サービス等の状況	
第5章 地域支援事業の推進	26
第6章 介護保険サービス給付費の状況と見込み	28
資料	
・西目屋村介護保険事業計画等策定委員会委員名簿	
・西目屋村介護保険事業計画等策定委員会設置要綱	

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

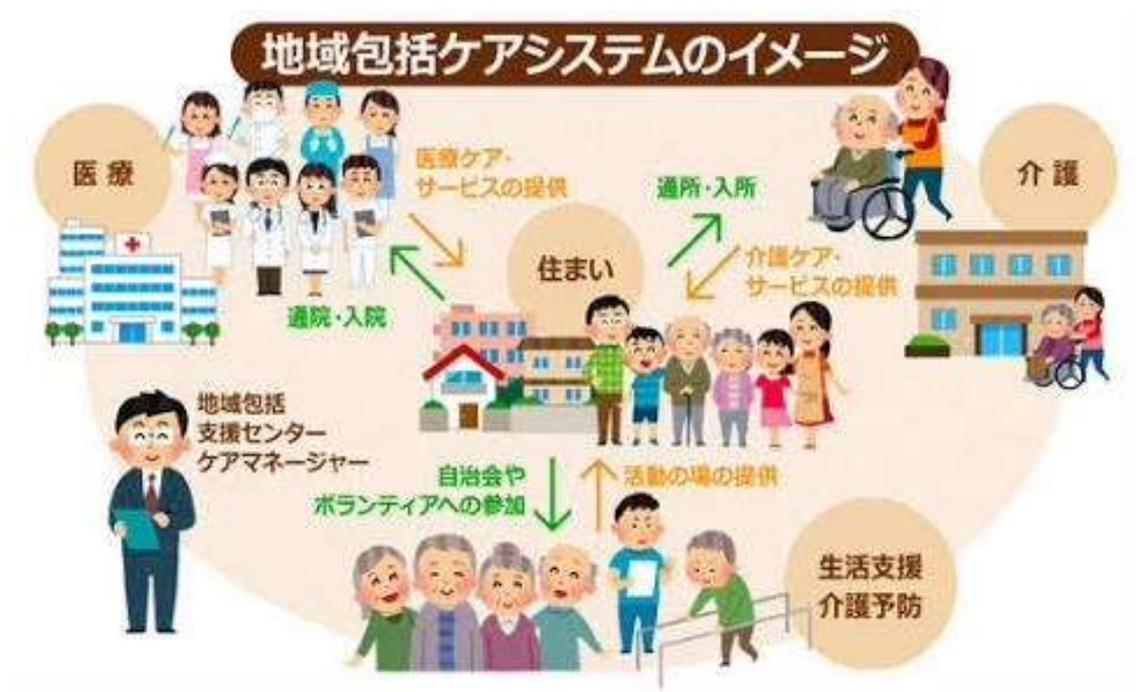
### ▼高齢化の進展を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険制度は創設から20年以上が経ち、サービス利用者、介護サービスの提供事業所数も増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

西目屋村においては、令和5年10月1日現在で総人口は1,254人、65歳以上は509人を占め、すでに高齢化率は40.6%となっています。今後も介護が必要な高齢者が増えていくことが予想されます。

こうした中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、限りある社会資源を効果的に活用していくことが求められます。

さらに、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援サービスが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要になります。高齢社会に的確に対応していくために、本村が目指すべき基本的な目的を定め、その実現に向かって取り組むべき施策の方向を明らかにするために策定します。



### ▼地域共生社会を目指した体制

地域包括ケアシステムは、高齢者に対するケアを想定していますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、自立した生活を支援するという考え方は、障がい者、子どもと子育て家庭、生活困窮者などに対する支援にも応用することができます。その考え方に基づき、地域のあらゆる住民が役割を持ち支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる社会を「地域共生社会」と言います。

地域共生社会の実現に向け、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を総合的かつ効果的に解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが求められています。

## 2 計画の位置づけと期間

### (1) 根拠法令

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画として取り組む課題を明らかにし、平成 27 年度（第 6 期計画）からは、地域支援事業が介護予防・日常生活支援総合事業として再起動しており、「地域包括ケアシステム」を地域の実情に合わせて、より一層の地域生活支援体制の構築が求められています。第 9 期計画は第 8 期計画を見直し、新たに策定するものです。

### ▼高齢者福祉計画と介護保険事業計画の性格

#### ■高齢者福祉計画（老人福祉計画）

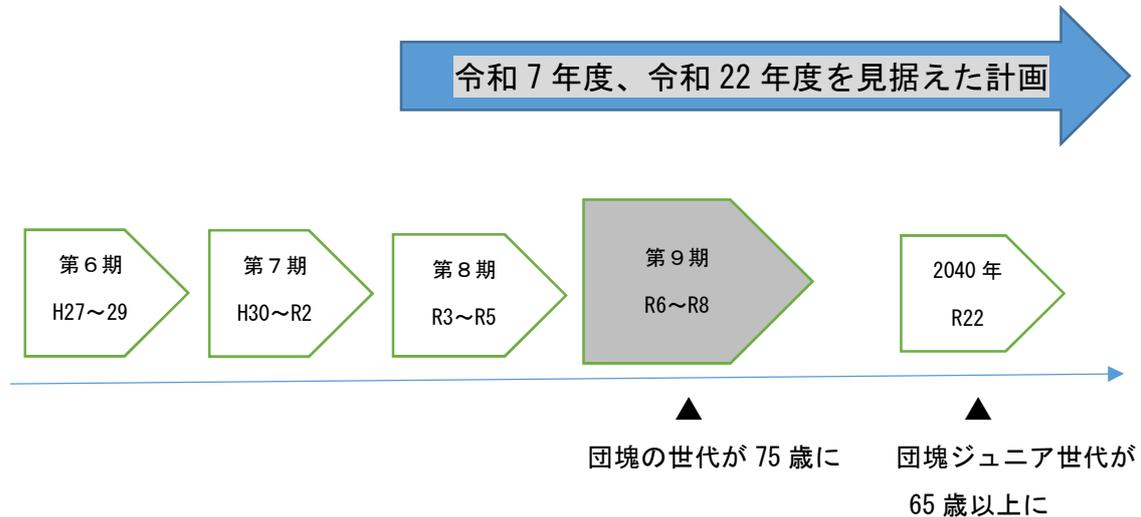
高齢者を対象とする福祉サービス全般の供給体制の確保に関する計画です。

#### ■介護保険事業計画

介護保険のサービスの見込量と提供体制の確保と事業実施について定める計画であり、介護保険料の算定基礎ともなります。さらに、要介護状態になる前の高齢者も対象とし、介護予防事業、高齢者の自立した日常生活を支援するための体制整備、在宅医療と介護の連携、住まいの確保などについて定める計画です。

## (2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。計画期間においては、いわゆる団塊世代全てが後期高齢に仲間入りする令和 7 年の高齢者福祉と介護保険事業のあるべき姿を見据えて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目指し、高齢者施策の推進に取り組んでいきます。



## 3 計画の策定体制

### (1) 日常生活圏域の設定

本計画における圏域は、村内全域を一つの日常生活圏域とします。

### (2) 計画策定体制

保健・医療・福祉・介護関係団体代表からなる西目屋村介護保険事業計画等策定委員会において内容を総合的に審議しました。

### (3) パブリックコメント

本計画に対する意見を聴取するために、計画案の内容等のパブリックコメントを実施しました。

## 4 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、保健・医療・福祉・介護関係者、被保険者等との連携を図るとともに、すべての村民の理解や協力を得ながら、地域包括ケアシステムの実現に向けた事業・施策の総合的な推進を図ります。

## 第2章 高齢者の現状と将来推計

### 1 人口の推移と将来推計

#### ▼人口の推移

本村の人口は津軽ダム建設による住民移転の影響により激減しました。令和5年10月1日現在の住民基本台帳の総人口は1,254人で、高齢化率は40.6%です。全国よりも高い比率で高齢化が進行していることがうかがえます。

区分		西目屋村			全国
		H27	R2	R5	R5
総人口		1,432	1,331	1,254	124,408,000
高齢者人口	実数	561	532	509	36,348
	構成比	39.1%	40.0%	40.6%	29.2%

資料：住民基本台帳（10月1日現在）

#### ▼人口の将来推計

現在、本村の高齢化率は40%を超えています。

推計としては、エコタウンが完成したことにより人口減少は、緩やかに推移することに期待しているものの、高齢化率は40%を超えて推移するものと思われます。

	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
人口 (人)	1,594	1,415	1,265	1,147	1,004	875	768	667	587
15歳未満 (人)	145	129	151	156	126	102	88	80	73
15歳～40歳未満 (人)	333	273	220	191	165	147	140	128	116
40歳～65歳未満 (人)	571	477	393	332	284	248	207	166	139
65歳～75歳未満 (人)	204	208	210	178	159	128	96	89	84
75歳以上 (人)	340	328	291	290	270	250	237	204	175
生産年齢人口 (人)	904	750	613	523	449	395	347	294	255
高齢者人口 (人)	544	536	501	468	429	378	333	293	259
生産年齢人口割合 (%)	56.7	53.0	48.5	45.6	44.7	45.1	45.2	44.1	43.4
高齢化率 (%)	34.1	37.9	39.6	40.8	42.7	43.2	43.4	43.9	44.1
高齢化率（青森県） (%)	25.7	29.9	33.7	36.3	38.6	40.9	43.9	46.4	48.4
高齢化率（全国） (%)	22.8	26.3	28.6	29.6	30.8	32.3	34.8	36.3	37.1

資料：H12年～R2年まで：総務省「国勢調査」

R7年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

## ▼人口の推移・将来推計からみえる本村の課題

本村では、定住促進住宅・エコタウンの整備及び子育て支援対策に力を入れていることにより、子育て世帯の転入が増え、出生数も増えています。一方、高齢化率は依然として高い状況の推移になりますが、今後も高齢者福祉サービスに対する需要の高まりが予想されることから、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるような取組みを推進していかなければなりません。

## 2 要介護者等の認定者数の推移と認知症者数

本村の第1号被保険者認定率は、ほぼ横ばい状態で推移すると予想されますが、高齢化にともない重度化傾向になっていくものと思われます。平成29年度からは、総合事業が始まり要支援1、2の認定者は減少しています。「通所型サービス・訪問型サービス」を直営の地域包括支援センターによるケアマネジメントに基づいた計画により多様なサービスの充実が期待できます。介護度別に見ると、認定者の要介護4、5の割合が増えている傾向にあります。

第1号被保険者(65歳以上)の要介護等認定者数

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22	R27
第1号被保険者総数 (人)	518	506	502	494	487	480	448	400	352	314
認定者数 (人)	96	96	91	93	92	91	84	75	66	59
認定者数 (要支援1) (人)	4	3	4	3	3	3	2	2	2	2
認定者数 (要支援2) (人)	6	6	3	3	3	3	3	3	2	2
認定者数 (要介護1) (人)	17	14	18	16	16	16	14	13	12	10
認定者数 (要介護2) (人)	24	25	18	22	22	21	19	18	16	14
認定者数 (要介護3) (人)	8	11	5	9	9	9	9	8	7	6
認定者数 (要介護4) (人)	15	18	19	17	16	15	15	13	11	10
認定者数 (要介護5) (人)	22	19	24	23	23	24	22	18	16	15
認定率 (%)	18.5	19.0	18.1	18.8	18.9	18.9	18.8	18.8	18.8	18.8

資料：令和3年度及び4年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（3月月報）」、令和5年度は直近の「介護保険事業状況報告（月報）」（10月末時点）

第2号被保険者（40～64歳）の要介護等認定者数

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22	R27
第2号被保険者総数（人）	381	368	357	344	332	323	284	248	207	166
認定者数（人）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
認定者数 （要支援1）（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定者数 （要支援2）（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定者数 （要介護1）（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定者数 （要介護2）（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定者数 （要介護3）（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定者数 （要介護4）（人）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
認定者数 （要介護5）（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定率（％）	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6

資料：令和3年度及び4年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告（3月月報）」、令和5年度は直近の「介護保険事業状況報告（月報）」（10月末時点）

▼要介護調査による認知症者数

令和5年10月末時点での本村の第1号被保険者502人のうち、要介護認定を受けている人は84人と16.7%（要支援者除く）です。そのうち、概ね80%の人は何らかの支援や介護の必要な認知症状があります。

▼認定者の推計等から見える本村の課題

認定者数、認定率は近年18%で推移していますが、高齢化率は約40%を超えていくと推計されていることから、今後も介護保険サービスに係る給付費や認定事務など制度維持に要する費用も増加していくことが見込まれます。持続可能な介護保険事業を運営していくために、介護予防に力を入れ、高齢者が健康で長生きができる地域づくりをめざしていかなければなりません。

また、要介護認定を受けている人の約80%が何らかの認知症状があることから、住民が認知症に関する理解と正しい知識を得られるような機会や情報提供が必要であり、高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築が必要です。

### 3 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について

#### (1) アンケート調査の目的

本村では、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護だけではなく医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供する地域包括ケアシステム構築が重要な政策課題となっています。行政が中心となり、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画した多様なサービスを充実していくことで地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。以上のことから、目指すべき地域包括ケアシステム構築のあり方に向けた基礎資料を得るため、本調査を実施しました。

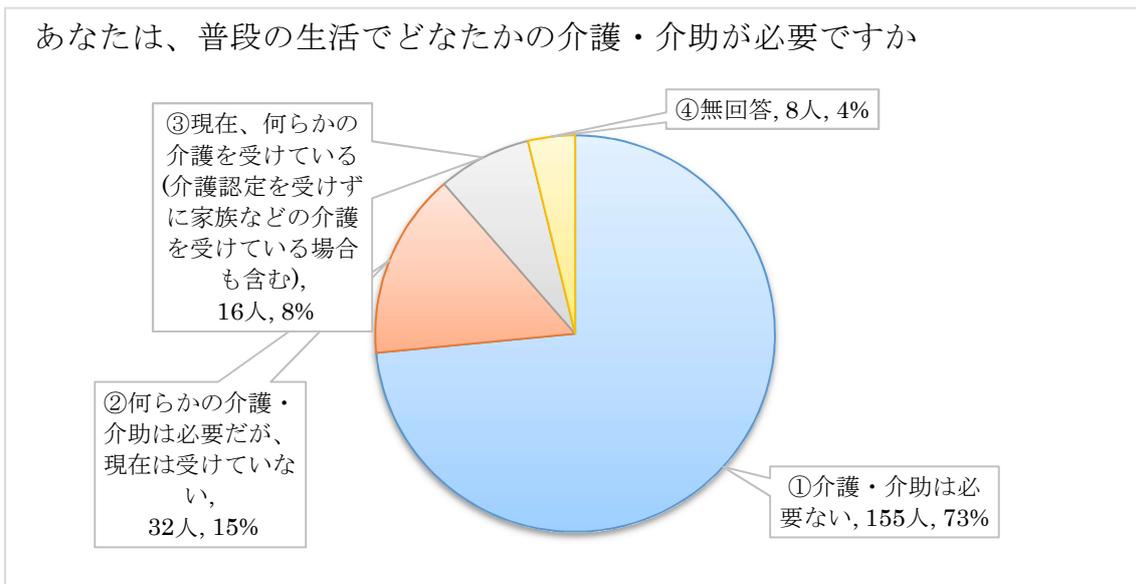
#### (2) アンケート調査実施要領

項目	内容
調査対象	要介護認定を受けていない高齢者（一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者）です。
調査時期	令和5年3月
調査地域	西目屋村 65歳以上村民の高齢者がいる世帯
調査対象者	332世帯
調査方法	調査員を選任し調査票を配布、回収
調査数	211人（回答率 63.6%）

#### (3) アンケート調査（抜粋）から見た高齢者の現状

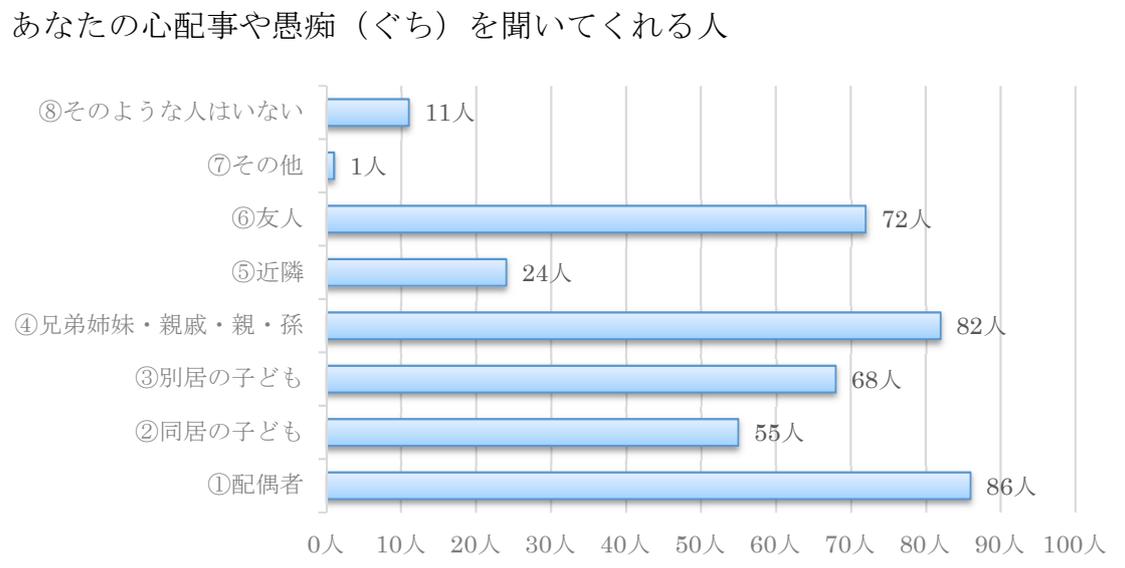
##### ▼介護状況について

23%の人が、何らかの介護・介助が必要であると回答しています。



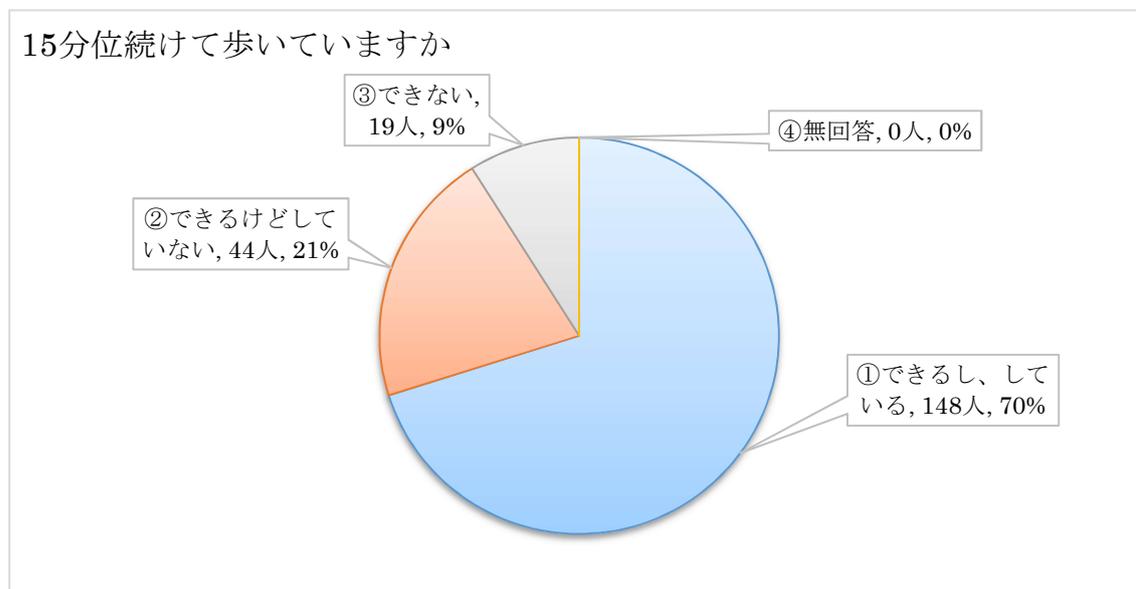
### ▼たすけあいについて

心配事や愚痴を聞いてくれる人がいないと答えた人が11人、病気で数日間寝込んだ時に看病や世話をしてくれる人がいないと答えた人は14人いました。（複数回答あり）

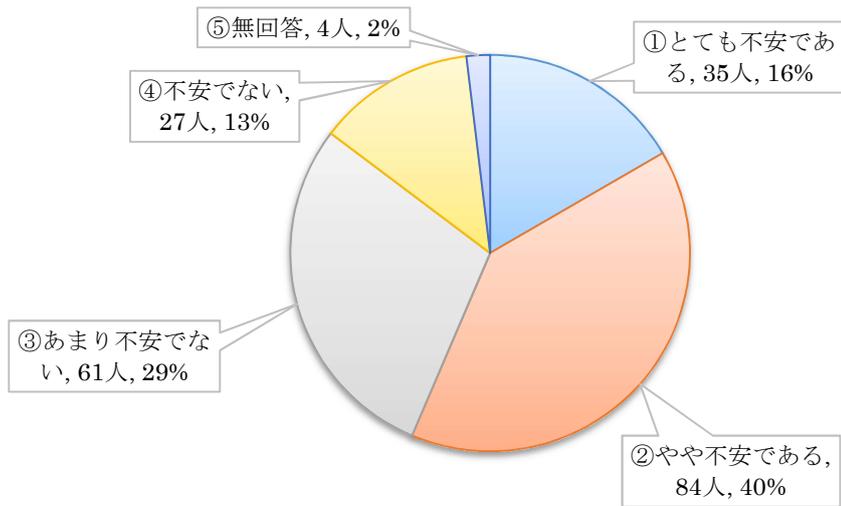


### ▼身体状況について

9%の人が15分歩くことができないと回答し、56%の人が転倒に対する不安があると回答しています。



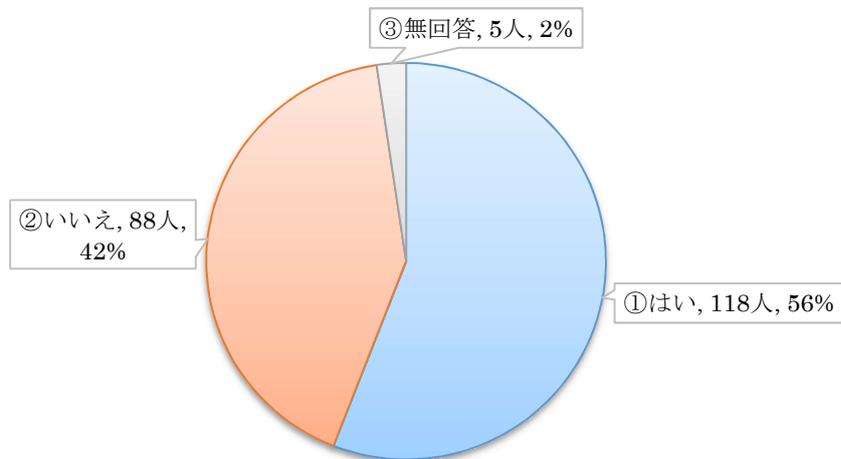
転倒に対する不安は大きいですか



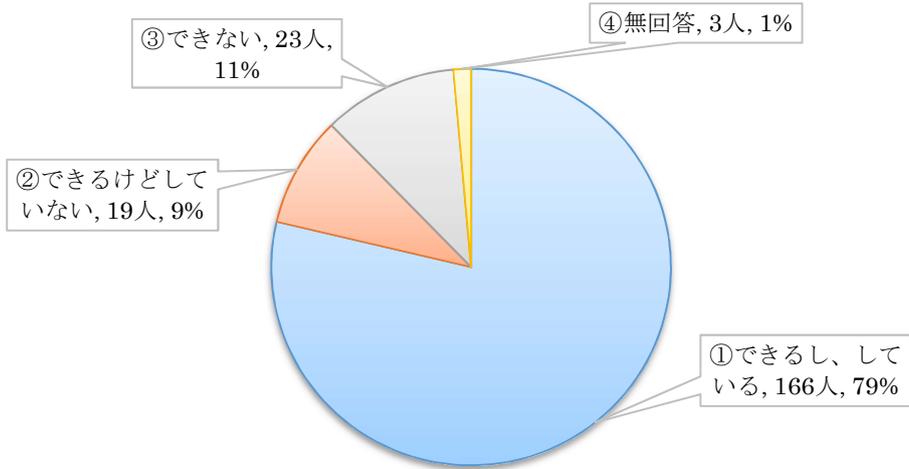
▼毎日の生活について

56%の人が物忘れが多いと感じており、11%の人が自分で買い物や食事を用意できないと回答しています。

物忘れが多いと感じますか



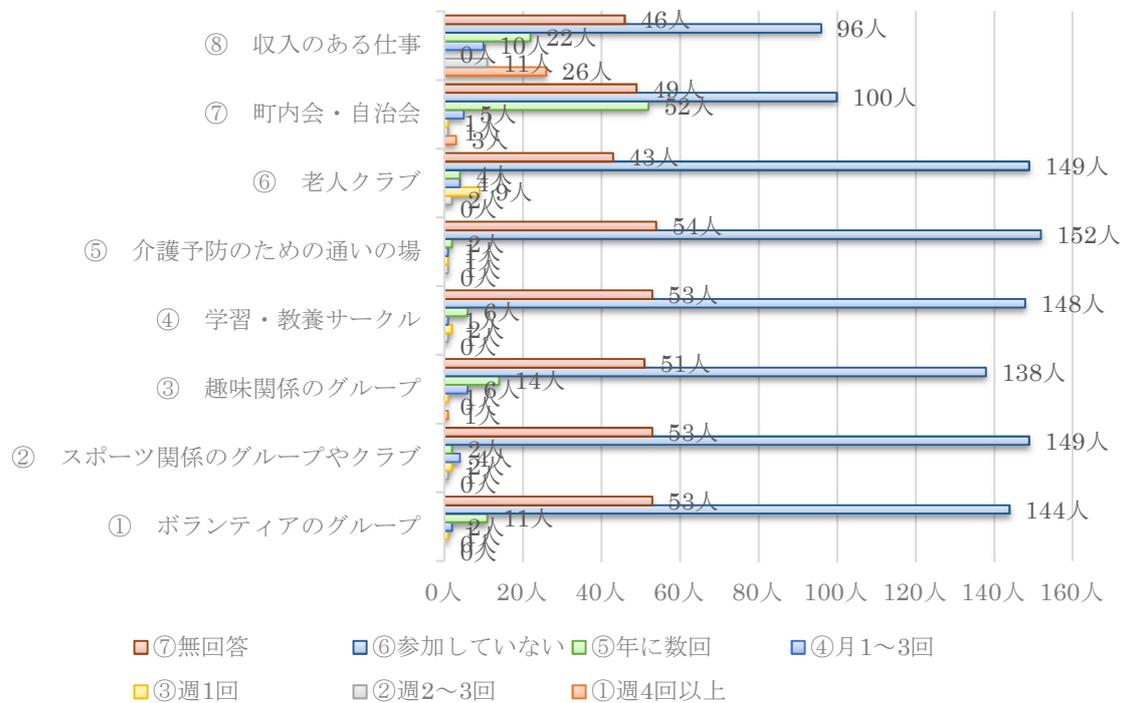
自分で食品・日用品の買物をしていますか



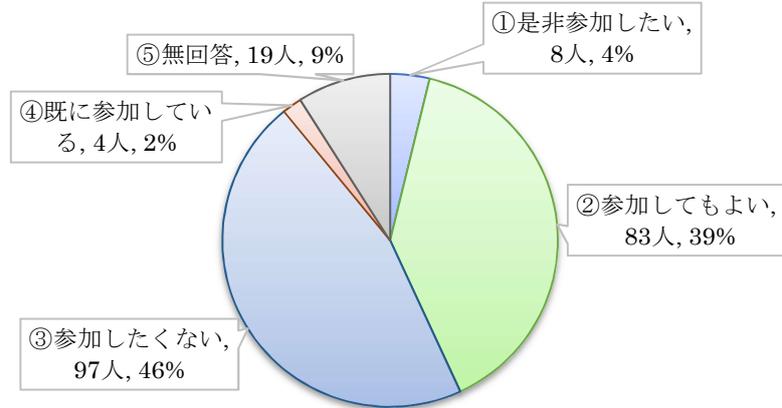
▼地域での活動について

地域での活動等に参加していないと回答した人の割合は半数を超えています。また、つどいの場へ是非参加したい、参加してもよいと思っている人は、43%となっており、つどいの場のお世話役に是非参加したい、参加してもよいと思っている人は、27%を占めています。

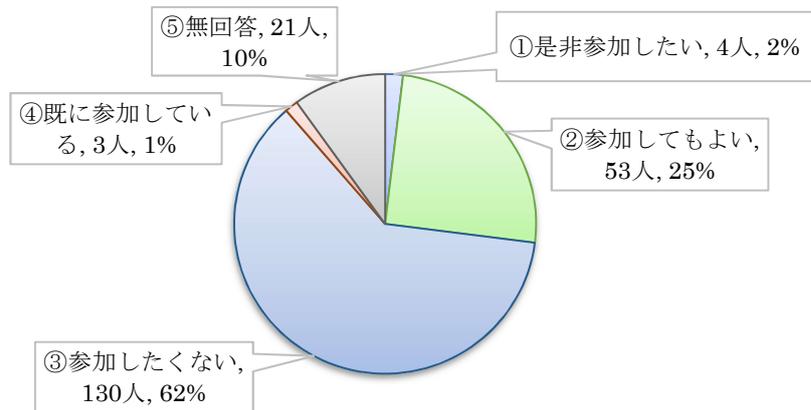
つどいの場にどのくらいの頻度で参加していますか



地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

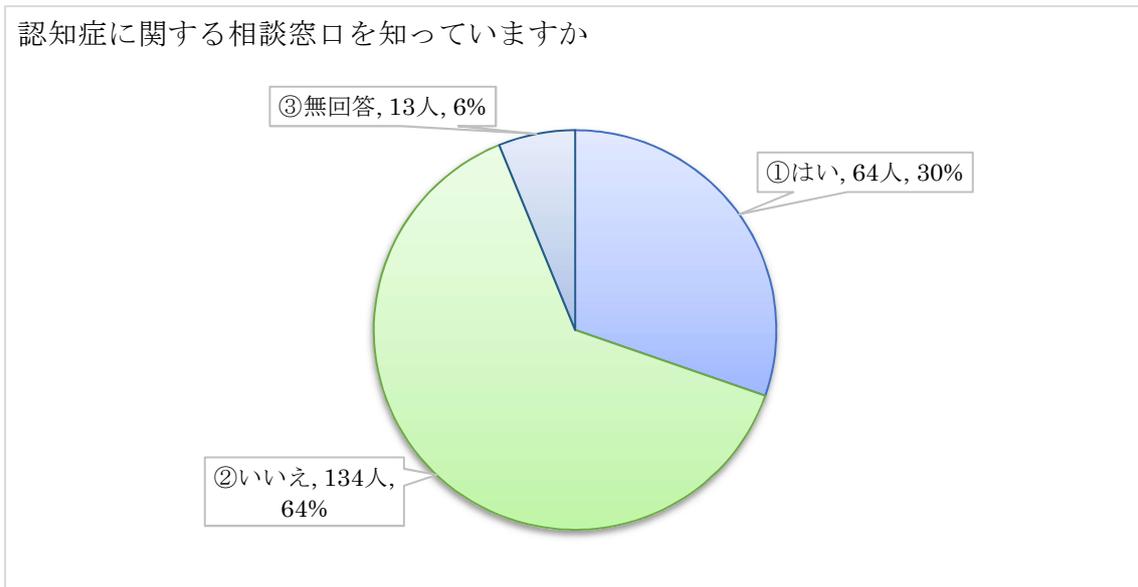


地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか



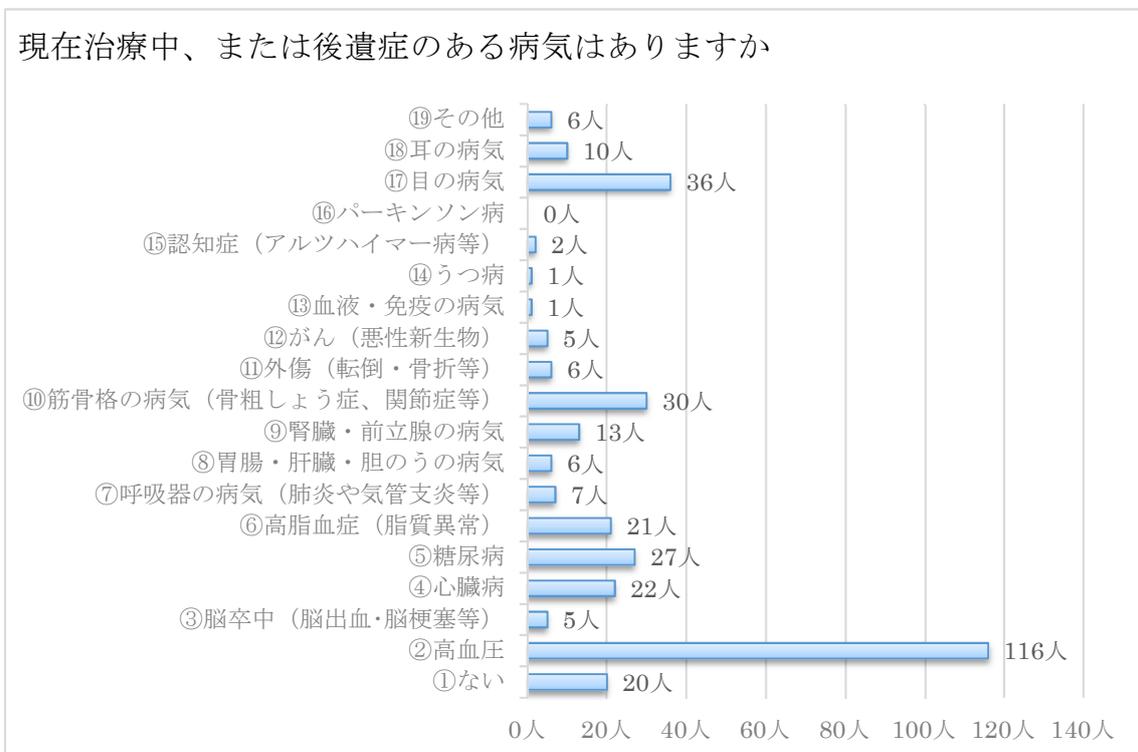
▼認知症にかかる相談窓口の把握について

家族や近所の方が認知症の症状があっても相談する窓口がわからない人が64%も占めています。相談窓口の周知を徹底する必要があります。



▼介護を受ける要因となる疾患について

約58%の方は、将来介護を受けることに、またはすでに介護を受けることになった要因となる疾患に罹患しています。特に、後遺症が残る脳血管疾患や心筋梗塞などの大きな原因となる高血圧は36%の人が罹患しています。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本村では、西目屋村総合計画（令和4年3月策定）が目指す「親から子へつなぐ 悠久の森 源流の里 にしめや」の目標の一つである「いきがいの持てる福祉と健康づくりの推進」の実現に向けて、また、本村で暮らす高齢者の将来像を共有するため、本計画の基本理念、基本目標を次のとおり設定します。

#### 基本理念（将来像）

**「生きがいを持ち 助け合い合いながら 安心して暮らせるむらづくり」**

高齢者が将来を見据えた時、生きがいを持って、支えたり、支えられたり、安心して住み続けられると思えるような村を目指していきます。

#### ○「生きがいを持ち」暮らせるむら

社会参加の割合が高い地域ほど、認知症やうつリスクが低いと言われています。生きがいを持ち、健康で長生きをできるよう健康づくりや介護予防事業に力を入れていきます。

#### ○「助け合い」暮らせるむら

地域住民が世代を超えて共に支え合う地域づくりを目指します。地域における見守りや自主的な活動の仕組みの強化を図り、活動的な高齢者を増やしていきます。

#### ○「安心して」暮らせるむら

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者、中・重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で可能な限り在宅で、生活を継続できるような仕組み・基盤を作っていくことを目指します。日常生活を継続するための支援やその担い手の育成に取り組むとともに、認知症施策の強化や介護保険サービスの充実を図っていきます。

## 2 基本目標

本計画の「将来像」を実現するために、4つの基本目標を掲げ、それぞれの目標を達成するための施策の展開を図ります。

### 基本目標1 「高齢者が健康で生きがいをもって暮らせる体制づくり」

健康づくりと生活機能の低下予防に向け、高齢者の意識啓発と自主的な取り組みを促進していくとともに、身近な地域において地域団体による自主的な活動が展開される体制づくりを推進します。

#### (1) 自ら取り組む健康づくり

健康診査や各種がん検診を定期的に受診し、自らの健康は自らつくるという意識をもち、自分自身の健康状態を理解し、日頃から健康づくりに努めます。

本村は高齢者が健康づくりに自ら取り組むことができるよう環境整備に努めます。

- ・健診費用の無料化（平成26年度より実施）
- ・防災無線を使ったラジオ体操放送（平成26年度より実施）
- ・高齢者歯科健診事業（平成26年度より実施）
- ・在宅訪問歯科健診事業（平成26年度より実施）
- ・歯科支援車を活用した歯科口腔事業（平成28年度より実施）
- ・西目屋テレビを使ったロコモ予防実践放送（平成29年度より実施）
- ・がん検診精密検査一部費用助成（平成29年度より実施）
- ・高齢者肺炎球菌ワクチン費用助成（平成27年度より実施、令和6年度より一部助成）
- ・インフルエンザワクチン費用助成（平成27年度より実施、令和6年度より一部助成）

#### (2) 介護予防事業への参加

健康はいつまでもいきいきと暮らしていくための最も基本的な要件です。

本村では、高齢者の閉じこもり、転倒による要介護者等の発生の予防、健康で元気に過ごし自立した生活を支援することを目的に介護予防事業を実施しています。この事業は、保健・福祉・介護、地域包括支援センターが参加者の利便と拡大を考え、単位老人クラブと各地区施設等で実施し、また、教育委員会主催の高齢者教室にも取り入れ、専門講師による指導が行われています。事業に参加することは介護予防となるだけでなく、高齢者間の交流が図られ、いきいきと暮らすことにつながります。また、高齢者が心身ともに健康で、活動的な生活を送ることができるよう、機能向上のための体操の普及、認知症予防の教室、専門職種等の連携による指導など、多様な介護予防と健康づくりのための取り組みを推進します。

## 基本目標 2 「生涯現役に向けた環境づくり」

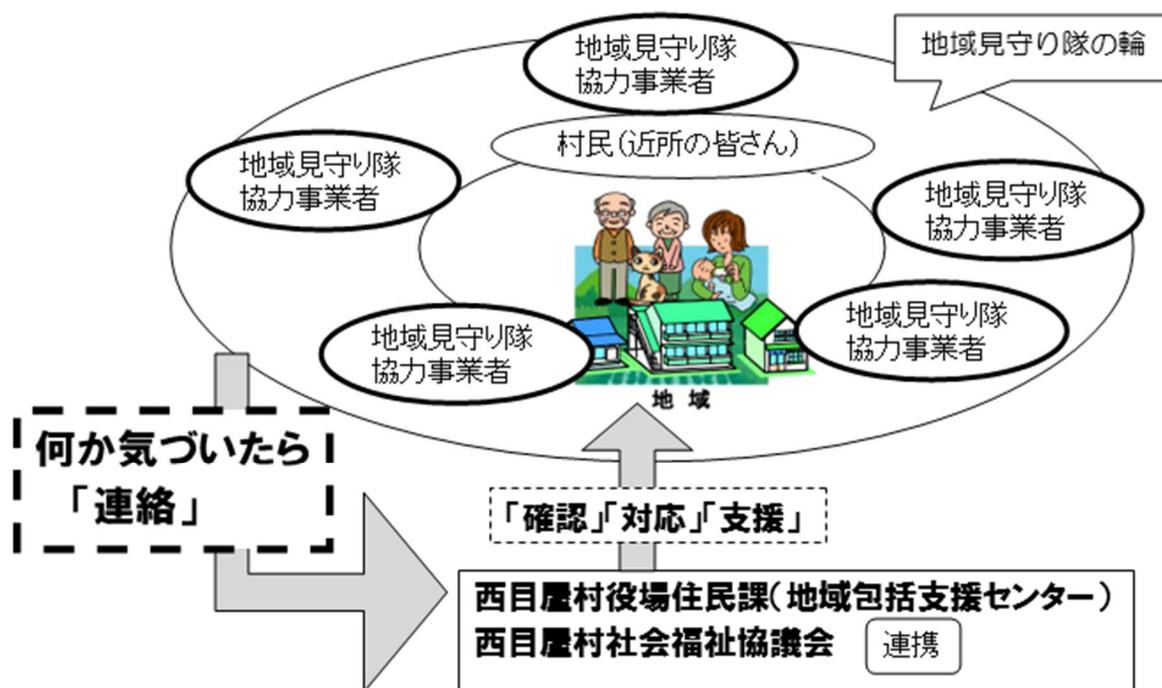
高齢者人口の増加に伴い、元気な高齢者の割合も増加しています。就労の継続や地域活動への積極的な参加が見られる一方、地域等の場に参加する機会や方法がわからないために参加できない高齢者も多くいます。周囲の人が自発的に手を差し伸べる環境を作り、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増えていく中、地域で安心して暮らし続けるために、地域住民や地区会などを中心とした高齢者を支える体制をつくり、地域で支え合う環境づくりを推進していきます。

### (1) 地域見守りネットワーク事業の強化

本村は平成 25 年に西目屋村地域見守りネットワーク事業を立ち上げました。この事業は、村民と事業の趣旨に賛同した事業所（地域見守りネットワーク協力 33 事業者）で構成され、普段から関わりのある住民の異変に気づいた場合は役場住民課や地域包括支援センター、社会福祉協議会へ連絡することにより、関係機関が協力して、状況の確認と必要な対応、支援をするものです。

この事業により、高齢者の孤立死の防止のみならず、村民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける支え合いのむらづくりを目指します。

・ 地域見守り隊



## (2) 地区会活動の推進

高齢化が進むなか、高齢者と地域の人々が主体となった地域の支え合いや支援が必要です。各地区会は、様々な行事を行い、地区会活動を推進しています。地域の住民は、地区会の様々な行事に参加することによりコミュニティを強化していきます。

## (3) 防災・減災のむらづくりの推進

災害時にひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の安全を確保できるよう、防災体制や避難体制づくり、情報伝達の手段の確保など災害対策体制づくりを行います。

本村では、災害時避難行動要援護者台帳を整備し、関係機関と連携し、災害時に高齢者の安全を確保します。また、自らの命は自ら守り、自分たちの地域は自分たちで守ることを基本とし、物資の備蓄や災害時避難行動要援護者支援プランの個別計画に基づいた避難など、事前に備えることで被害を最小限に抑える減災対策に取り組みます。

また本村では、一般の指定避難所では避難生活が困難と認められる者（特別な配慮を必要とする方々）が避難する福祉避難所の確保に関する協定書を締結しました。（平成28年度9月締結）

- ・ 特別養護老人ホーム白神荘
- ・ グループホームユートピア白神
- ・ ブナの里白神館

## (4) ボランティア活動の推進（福祉教育）

住民や子どもたちが、高齢者や障がい者に対する正しい理解や思いやりの心を育み、福祉活動に自然に参加できるよう、社会福祉協議会や福祉施設等との連携を強化し、福祉教育を推進します。福祉に対する意識を育むことにより、地域の力を高めていきます。

## (5) 社会活動への参加

高齢者一人ひとりが、生きがいをもって日々の生活が送れるよう、交流や地域活動参加の促進、団体活動や就労の支援などを推進します。

本村は高齢者が積極的に社会参加できるような環境を整えていきます。

社会福祉協議会が実施している生きがい活動促進事業（安心見守り配食サービス事業）では、高齢者等がボランティア活動を通して、地域社会で生きがいを持って活動しています。

### 基本目標3 「自宅や住み慣れた地域の施設で安心して暮らせる体制整備」

相談から必要な支援につなげる地域包括ケアシステムの基盤強化を図るとともに、在宅医療・介護の連携を推進します。さらに、地域ぐるみで高齢者を見守り、支援できるよう地域で支え合う仕組みづくりを推進します。そのためには、高齢者のニーズを把握し、社会資源の有効活用や関係機関との情報共有等の連携強化を図っていきます。

また、地域見守りネットワーク事業の強化を図りつつ独居高齢者の入院が必要となった場合などに、家族等の緊急連絡先の把握や判断能力に問題がある場合は成年後見制度の利用支援やその他支援のできる体制整備に努めていきます。

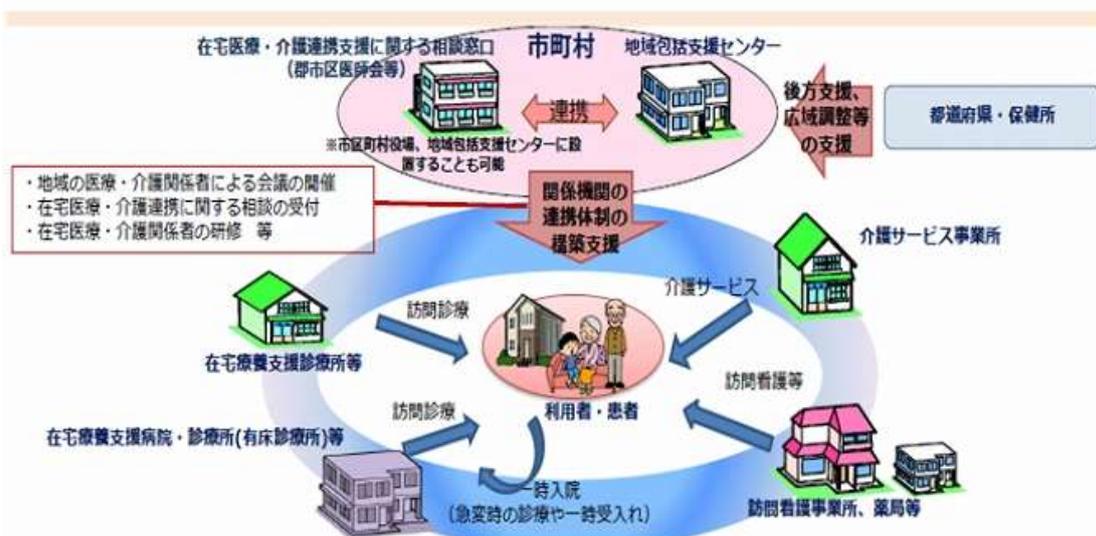
#### (1) 在宅医療と介護連携の推進

医療的ケアが必要になった場合でも、在宅で安心して生活が続けられるよう、要介護高齢者や家族等を支援するとともに、医療と介護の連携を強化します。

国及び県の支援や、医師会及び関係機関等との連携のもと、在宅医療・介護連携の推進に努めます。

- ①地域の医療・介護資源の把握（平成29年度より実施）
- ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討（平成29年度より実施）
- ③切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築推進（平成29年度より実施）
- ④医療・介護関係者の情報共有の支援（平成29年度より実施）
- ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援（平成29年度より実施）
- ⑥医療・介護関係者の研修（平成29年度より実施）
- ⑦地域住民への普及啓発（平成29年度より実施）
- ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携（平成28年度より実施）

### 在宅医療・介護連携推進事業のイメージ



## （２） 認知症施策の推進（認知症の早期発見・対応の強化）

認知症は誰もが関わる可能性がある身近な病気です。団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、新オレンジプランの7つの柱に基づいて、認知症の方やその家族の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域において自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。

そのためには、本人や家族のみならず地域全体が認知症に対する正しい知識を持ち、支え合うことが重要になるため、国及び県の支援や、関係機関等との連携のもと、次の認知症施策について実施します。

### ①認知症地域支援推進員の活動（認知症地域支援事業）

本村は、新オレンジプランに基づき、認知症地域支援推進員を平成27年に配置しました。認知症地域支援推進員は、認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関や介護サービス事業者、地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行います。

### ②認知症についての理解の普及（認知症ケア向上推進事業）

認知症に対する理解を深めるための機会の提供や認知症サポーターの養成講座等を通じ、認知症の方とその家族が安心して暮らせる地域づくりを進めます。また、サポーターの養成は、役場職員をはじめ、地域の事業者等の協力を得て行い、地域全体で認知症の方とその家族を見守り支える体制づくりを推進していきます。

### ③認知症カフェの開催

本村は、介護に関する情報提供や、認知症高齢者を抱える家族への支援等を目的とした認知症カフェを必要に応じて開催します。

### ④認知症の早期発見・早期支援への取り組み

本村は、できるだけ早い段階で専門的な医療や介護サービスにつなげ、重度化防止を図ることを目的として、認知症初期集中支援チームを平成28年度に設置しています。このチームは、認知症サポート医・地域包括支援センター職員（医療系・介護系）で構成され、認知症疾患医療センターと連携を図りながら、認知症高齢者とその家族に対し、積極的な支援をしていきます。対象者の把握は、地域包括支援センターへの相談、村の集団健（検）診で行われている生活機能評価、地域ケア会議、民生委員児童委員協議会等から情報を把握し、対応していくこととしています。

また、認知症の周辺症状により徘徊をしてしまう方を、出来る限り早期に発見し保護できるように、地域見守りネットワーク事業（地域見守り隊）を活用し、関係団体等との連携強化に努めます。

### ⑤認知症ケアパスの普及

認知症と疑われるような症状が発症した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービス等の支援を受けられるか、わかりやすくまとめた認知症ケアパスを平成30年3月に策定しました。その後は、内容の充実を図りながら、住民と各関係機関への普及に努めます。また、ホームページに掲載し、利用しやすい環境を整えていきます。

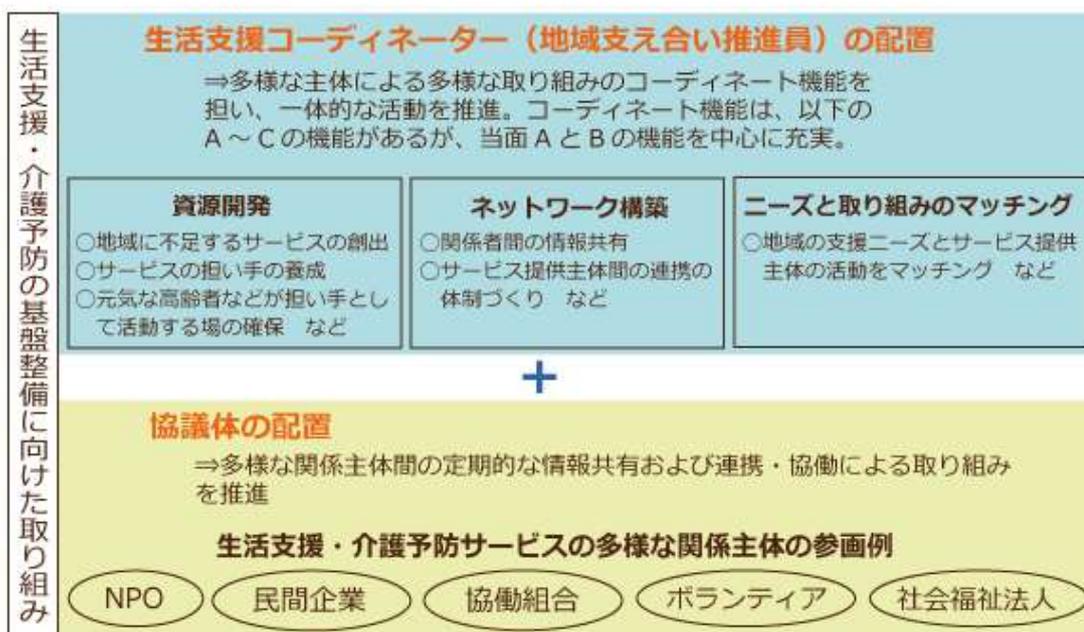
### (3) 生活支援サービスの充実

ひとり暮らしまたは夫婦のみの高齢者世帯、認知症の人の増加に対応し、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援を含む日常生活上の支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を続けていくためには多様な生活支援・介護予防サービスの整備が必要です。そのため、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など、地域資源の開発や高齢者のニーズをマッチングさせる生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置が必要です。

本村では、県が実施する研修会を経て平成29年度に配置しました。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じ、本村が中心となってNPO・民間企業・協同組合・ボランティア・社会福祉法人等の生活支援・介護予防サービスを担う事業主体を支援し、協働体制の充実・強化を図ります。

## 生活支援・介護予防の体制整備における コーディネーター・協議体の役割



出所：厚生労働省

#### (4) 地域共生社会を目指して

少子高齢化や人口減少が進むなか、高齢者のみの世帯や高齢者一人暮らし世帯が増加し、またそれに伴い地域や家族の人と人の支え合いの基盤が弱まり担い手が減少するなど様々な課題が見えてきています。

地域共生社会とは、このような社会構造の変化や暮らしの変化を踏まえ、制度、分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりが生きがいをもって生活できる地域をともに創っていく社会を目指していきます。

## 基本目標4 「適正な介護保険事業の運営」

介護が必要になっても、本人と家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにサービスを安定供給できる基盤の整備を推進しながら、適正な介護保険事業の運営に努めます。

### (1) 地域包括支援センターの運営（平成29年度より本村直営）

#### ① 総合相談支援

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、どのようなサービスを利用してよいかわからない高齢者に対して、医療、介護、福祉サービスをはじめとする適切な支援につなげるワンストップサービスの拠点としての役割を地域包括支援センターは担っています。

必要に応じて訪問相談も行いながら、公的サービス以外に高齢者が必要とする互助と共助に関する様々なサービスについて、関係機関を通じて検討します。また、生活支援コーディネーターを配置し、「生活支援・介護予防体制整備協議体」を発足しています。生活支援コーディネーターと連携し、生活支援・介護予防体制整備協議体の委員と生活支援体制の課題を掘り下げていきます。

#### ② 介護予防ケアマネジメント

介護予防事業、要支援1・2の認定を受けた高齢者への介護サービスが自立支援につながり、重度化を予防し効果的に提供されるよう、適切なケアマネジメントを行ないます。

#### ③ 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者に対して包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう地域の主治医、介護支援専門員、関係機関など多様な社会資源の協働と連携の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

### (2) 地域ケア会議の推進

本村では地域包括ケアシステムの構築を進め、地域包括支援センター職員・社会福祉協議会・居宅介護支援事業所の専門的視点を持つ多職種により会議を運営しています。

#### ① 個別課題の解決

#### ② 地域包括支援ネットワークの構築

#### ③ 地域課題の発見

#### ④ 地域づくり・資源開発

#### ⑤ 政策の形成

という5つの機能を持つ地域ケア会議を活用し、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に推進します。

#### ▼地域ケア会議の運営と課題検討

地域ケア会議の運営では、担当職員と地域包括支援センターが役割分担して行います。本村では、包括支援センターが抽出した地域課題に対して、解決のための検討につなげていく体制を整えるとともに、専門的視点を持つ関係者と連携しながら、地域ケア会議を円滑に開催できる環境を整えます。

地域ケア会議の中で行う個別事例の検討を通じて、適切なサービスにつながない高齢者個人の生活課題に対して単に既存サービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を探ります。自立支援につながる個人と環境の改善に働きかけられるケアマネジメントを地域で活動する介護支援専門員が推進できるよう支援します。

#### ▼多職種協働によるネットワークの構築や資源開発

地域ケア会議で個別事例の検討において行う課題分析やケアマネジメント支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにするとともに、地域に不足する資源の開発や有効な支援策などを検討します。

これらの課題分析や支援の積み重ねを通じて地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、課題の発生や重度化予防に取り組むとともに多職種協働によるネットワークの構築や資源開発等に取り組み、さらなる個別支援の充実につなげていきます。

さらに、生活支援コーディネーターや協議体が把握している高齢者の生活支援等のニーズや、被保険者のサービス利用に関する意向等を把握し、被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情など、要介護者等の実態に関する調査の結果と照らし合わせながら具体的な施策につなげていきます。

#### (3) 体制強化に向けた自己評価と村評価の実施

地域包括支援センターが継続的に安定して事業を実施できるよう、実施する事業の質の評価を自ら行い、事業の質の向上に努めます。

また、本村及び地域包括支援センターは運営協議会と連携を行いながら、定期的な点検を行い、地域包括支援センターの運営に対して適切な評価を行います。

#### (4) 介護給付適正化事業の推進

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が提供できるよう次の給付適正化事業を実施します。

- ①要介護認定の適正化
- ②ケアプラン等の点検
- ③医療情報との突合・縦覧点検

## 第4章 保健福祉サービスの推進

### 1 保健サービスの充実

本村では、健康診査やがん検診を実施し、高齢者が受診しやすい環境整備に努めています。平成26年度より各種健（検）診の無料化を実施しており、また、平成27年度から、高齢者肺炎球菌ワクチンやインフルエンザ予防接種費用を助成しています。

### 2 福祉サービスの充実

これまでの事業を引き続き実施し、高齢者が安心して暮らすことができるように体制を整備していきます。

#### (1) 長寿祝金支給事業

老人を敬愛し長寿を祝うとともに、その福祉を増進し、敬老思想の普及と生きがいを図るため、本村に誕生日以前引き続き25年以上居住している満88歳に達した者に対し20万円、満100歳に達した者に50万円の長寿祝金を支給します。

#### (2) 高齢者温泉入浴無料事業

65歳以上の高齢者を対象に、村内3か所ある温泉施設で毎月8回まで利用することができる無料入浴券の支給をします。

#### (3) 高齢者等の生活支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるため、公共施設等のバリアフリー化や住まいの整備への支援を行い、高齢者が安全・安心で住み慣れた地域社会の中で、引き続き自立した生活をしていくことを支援し、高齢者の保健福祉の向上を図ります。

- ・寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業
- ・軽度生活援助事業（一人暮らし高齢者等雪下ろし）
- ・家族介護支援事業（介護用品の支給）
- ・生きがい活動支援通所事業
- ・見守りネットワーク事業
- ・コミュニティバス運行

#### (4) ねたきり高齢者等介護者援助金支給事業

在宅でねたきり高齢者等の介護をする家族に対し、介護の充実と老人福祉の向上、在宅介護の負担の軽減を図るため、月額50,000円を限度額として支給し

ています。

ねたきり老人等とは、日常動作調査項目のうち、全面介助が2項目以上あり、または、全面介助が1項目かつ一部介助が3項目以上で、認知等の精神障害があり、かつ重度または中度の問題行動があることとしています。

#### (5) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

高齢者が有する豊かな技術・知識、社会経験などを有効な社会資源として生かしていくことが重要で、高齢者の能力を地域社会へ還元するための環境づくりを進め、元気に活躍する活力ある社会形成を図ります。

- ・老人クラブ（連合会/単位老人クラブ）への支援や補助金による助成
- ・生涯学習等の充実
- ・高齢者スポーツ大会

### 3 民間サービス等の状況

高齢者が在宅で自立した生活を送ることができるよう支援するためには、介護保険制度等では対応しきれない部分もあるため、福祉サービスを提供する民間事業や団体等と連携を図りながら、きめ細やかな各種福祉サービスを提供しています。

#### (1) 社会福祉協議会

本村からの委託事業のほか、社会福祉協議会の単独事業として様々な福祉サービスを行っており、地域福祉活動の中核的役割を担っています。高齢者の生きがいづくりや緊急時の支援活動などを推進しています。

#### ▼地域福祉活動の推進

- ・福祉安心電話サービス事業
- ・安心見守り事業配食サービス
- ・安心見守り事業ハローライトサービス
- ・敬老会の開催
- ・物品等貸出事業
- ・ボランティア・地域活動サポート事業
- ・助成事業
- ・福祉バザーの開催
- ・各種福祉団体に対する協力援助 など

#### ▼福祉サービスの利用支援

- ・心配ごと相談事業
- ・広域法律相談所事業

- ・貸付事業（たすけあい資金・生活福祉資金）
- ・日常生活自立支援事業
- ・日常生活あんしんサポート事業
- ・ライフサポート事業 など

## （２） NPO・ボランティア活動

本村にはNPO法人はありませんが、各種ボランティア団体があり、社会福祉協議会と連携し、様々な活動を行っています。

- ・婦人会
- ・赤十字奉仕団
- ・民生児童委員協議会

## （３） 老人クラブ

村内を 3 地区に分け、単位老人クラブを組織し、連合体として老人クラブ連合会が設立されています。社会参加（奉仕）活動、スポーツ、教養講座など生きがいがづくりと心身の健康の維持・推進に寄与しています。

- ・村老人クラブ連合会
- ・単位老人クラブ
  - 「田代老人クラブ百寿会」
  - 「大白老人クラブ福寿会」
  - 「村市老人クラブ千寿会」

## 第5章 地域支援事業の推進

地域支援事業は、要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化することを目的とした事業です。

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業サービスの提供

総合事業は、本村が中心となって、地域の実情に応じ、住民等の多様な主体が参画して多様なサービスを充実することにより、地域において支え合うことができる体制の構築を推進し、もって要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とします。また、高齢者の日常生活の不安として、体力の低下、認知症の心配、転倒の不安などの声が多くなっていることから、地域の実情に合わせて、介護予防と健康づくりを一体的な取り組みとして効果的に推進していくことが重要です。

また、情報共有や実施事業の調整・連携に努め、健康づくりと介護予防の垣根をなくし、高齢者が一貫性を保って健康維持に取り組んでもらえるよう支援していきます。

#### ・介護予防・生活支援サービス事業(第1号事業)

##### ①訪問型サービス

訪問介護相当サービス(旧介護予防訪問介護サービス)

##### ②通所型サービス

通所介護相当サービス(旧介護予防通所サービス)

##### ③通所型サービスC(保健・医療の専門家により提供される、3か月から6か月までの短期間で行われるサービス)

##### ④介護予防ケアマネジメント

ケアマネジメントA(介護予防支援と同様のケアマネジメント)

### (2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

### (3) 介護者に対する支援の充実

要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室の開催や介護用品等の支給等、家族への介護の負担を軽減するための支援を行っていきます。

### (4) 高齢者の生きがいがづくり

高齢になるにつれ、社会と関わり合いが少しずつ薄れていき、日常生活の中で楽しみや生きがいを感じる機会が徐々に少なくなる傾向にあります。外出機会も少なく閉じこもりがちになり身体機能の低下や認知症の発症などのリスクが高まります。

高齢者の生きがいがづくりのため、住民主体の通いの場の創出や老人クラブ活動を支援します。

### (5) 権利擁護の取組

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、その人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで法律的に支援する成年後見制度です。

少子高齢化の進行や高齢者世帯の核家族化などに伴い、地域コミュニティの希薄化による地域の支え合いの低下が懸念されています。また、認知症高齢者の増加や知的・精神障がい者の親亡き後に関する対応も求められています。認知症高齢者や障がいのある人が地域から孤立することなく、住み慣れた地域で安心して自立して暮らすことができるよう、成年後見制度を含む権利擁護支援の必要性が高まっています。

このような状況の中、第3次西目屋村地域福祉計画において、成年後見制度の利用の促進に関する施策などを盛り込んでいます。高齢者、障がい者や日常生活上の判断に不安がある方が地域で安心して生活できるよう、日常生活全般、財産管理、消費・契約上の問題に関する相談に関わり、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用を支援します。

### (6) わかりやすい情報の公表と発信

地域で暮らす住民が地域にある社会資源を把握することができるよう、生活支援サービス等の情報提供の充実を図ります。本村は、「広報にしめや」や「西目屋チャンネル」を積極的に利用し、わかりやすい情報提供に努めます。

## 第6章 介護保険サービス給付費の状況と見込み

### ▼介護保険サービス給付費の状況

第8期計画（令和3年度から5年度）の計画と実績は次のとおりです。令和5年度は見込になっています。介護予防では介護予防福祉用具貸与が計画値よりも高い状況です。介護給付費の居宅サービスでは、訪問介護、訪問看護や短期入所の給付費が増加傾向にあり、認知症対応型共同施設や施設サービス費も計画値よりも高い傾向です。総給付費は年々増加傾向にあります。

#### 【介護予防】

単位：千円/回（日）/人

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	0	15	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円）	272	45	272	343	272	0
	人数（人）	1	0	1	1	1	0
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	98	128	98	148	98	99
	人数（人）	4	5	4	6	4	4

(つづき)

			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込
特定介護予防福	給付費(千円)	0	0	0	22	0	0	
	祉用具購入費	人数(人)	0	0	0	0	0	
介護予防住宅改	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	
	修	人数(人)	0	0	0	0	0	
介護予防特定施設入	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	
	居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	
(2) 地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症 対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	
介護予防小規模多機 能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	
介護予防認知症対応 型共同生活介護	給付費(千円)	2,905	721	2,905	0	2,905	0	
	人数(人)	1	0	1	0	1	0	
(3) 介護予防支援	給付費(千円)	208	270	208	314	208	210	
	人数(人)	4	5	4	6	4	4	
合計	給付費(千円)	3,483	1,180	3,483	826	3,483	309	

## 【 介 護 】

単位：千円/回(日)/人

			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込
(1) 居宅サービス								
訪問介護	給付費(千円)	17,880	18,749	17,890	21,298	17,890	23,163	
	回数(回)	559.4	520.3	559.6	612.0	559.6	722.6	
	人数(人)	7	13	7	13	7	14	
訪問入浴介護	給付費(千円)	0	607	0	0	0	0	
	回数(回)	0.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	1	0	0	0	0	
訪問看護	給付費(千円)	0	1,644	342	1,188	342	1,265	
	回数(回)	0.0	26.3	3.8	19.1	3.8	21.0	
	人数(人)	3	4	1	4	1	5	
訪問リハビリテ ーション	給付費(千円)	0	545	0	479	0	0	
	回数(回)	0.0	14.8	0.0	13.8	0.0	0.0	
	人数(人)	0	1	0	1	0	0	

(つづき)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅療養管理指導	給付費(千円)	0	791	52	916	52	1,200
	人数(人)	0	11	1	15	1	19
通所介護	給付費(千円)	12,405	15,311	12,412	12,748	11,345	9,777
	回数(回)	152.1	151.0	152.1	127.0	138.6	101.0
	人数(人)	12	14	12	13	11	14
通所リハビリテーション	給付費(千円)	1,185	2,524	1,185	1,443	1,185	1,825
	回数(回)	11.6	25.4	11.6	14.7	11.6	23.1
	人数(人)	1	2	1	2	1	3
短期入所生活介護	給付費(千円)	8,301	20,513	8,632	16,050	8,632	22,326
	日数(日)	95.6	215.0	94.5	170.4	94.5	221.7
	人数(人)	4	9	4	8	4	9
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	162	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	1,218	1,938	1,218	1,969	1,218	2,642
	人数(人)	9	17	9	17	9	22
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	0	34	0	27	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
住宅改修費	給付費(千円)	0	20	0	419	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	2,247	2,255	2,248	2,391	2,248	2,773
	人数(人)	1	1	1	1	1	1
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0

(つづき)

			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込
小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	
認知症対応型共 同生活介護	給付費(千円)	43,765	51,521	43,789	47,863	43,789	50,094	
	人数(人)	14	17	14	15	14	16	
地域密着型特定施 設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	
複合型サービス	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	
(3) 施設サービス								
介護老人福祉施 設	給付費(千円)	63,672	69,570	63,708	76,487	63,708	73,897	
	人数(人)	19	21	19	22	19	21	
介護老人保健施 設	給付費(千円)	20,369	23,216	20,381	25,506	20,381	26,342	
	人数(人)	6	7	6	7	6	8	
介護療養型医療施設 (平成32年度以降は転換施設)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	4,032	6,232	4,248	5,913	4,097	6,769	
	人数(人)	24	36	25	34	24	38	
合計	給付費(千円)	175,074	215,469	176,105	214,959	174,887	222,074	

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
総給付費	178,557	216,649	179,588	215,785	178,370	222,383

▼介護保険サービス量の見込み

第9期計画期間の介護サービス見込量等については、第8期期間における要介護認定者数や利用者数の伸び、サービスの利用実績や施設・在宅サービスの施策の方向性等を踏まえて、国の示す介護保険事業計画用ワークシートを基に推計しています。介護給付費、予防給付費等の総給付費は次のとおりです。

【介護予防】

単位：千円/回（日）/人

		令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和12 年度	令和17 年度	令和22 年度	令和27 年度
(1) 介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	99	99	99	83	83	83	83
	人数（人）	4	4	4	3	3	3	3

(つづき)

		令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和12 年度	令和17 年度	令和22 年度	令和27 年度
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	給付費(千円)	267	267	267	213	213	213	213
	人数(人)	5	5	5	4	4	4	4
合計	給付費(千円)	366	366	366	296	296	296	296

【 介 護 】

単位：千円/回(日)/人

		令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和12 年度	令和17 年度	令和22 年度	令和27 年度
(1) 居宅サービス								
訪問介護	給付費(千円)	21,911	24,401	20,713	20,713	20,713	20,713	17,025
	回数(回)	679.4	751.7	640.5	640.5	640.5	640.5	529.3
	人数(人)	14	15	13	13	13	13	11
訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	給付費(千円)	1,402	1,404	1,404	1,057	1,404	1,404	1,057
	回数(回)	23.0	23.0	23.0	16.8	23.0	23.0	16.8
	人数(人)	5	5	5	4	5	5	4

(つづき)

		令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和12 年度	令和17 年度	令和22 年度	令和27 年度
訪問リハビリテ ーション	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指 導	給付費(千円)	1,019	1,020	959	888	888	888	826
	人数(人)	16	16	15	14	14	14	13
通所介護	給付費(千円)	9,665	9,677	9,677	8,074	9,028	9,028	8,074
	回数(回)	98.3	98.3	98.3	81.9	91.0	91.0	81.9
	人数(人)	12	12	12	10	11	11	10
通所リハビリテ ーション	給付費(千円)	2,845	2,848	2,279	2,279	2,279	2,279	2,279
	回数(回)	35.5	35.5	28.4	28.4	28.4	28.4	28.4
	人数(人)	5	5	4	4	4	4	4
短期入所生活介 護	給付費(千円)	15,513	15,533	15,533	13,913	13,913	10,922	10,922
	日数(日)	153.7	153.7	153.7	137.8	137.8	108.1	108.1
	人数(人)	7	7	7	6	6	5	5
短期入所療養介 護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介 護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介 護(介護医療 院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	2,386	2,546	2,559	2,206	2,302	2,150	1,798
	人数(人)	20	21	21	18	19	18	15
特定福祉用具購 入費	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
住宅改修費	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
特定施設入居者 生活介護	給付費(千円)	2,812	2,816	2,816	2,816	2,816	2,816	2,816
	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1

(つづき)

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度
(2) 地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	47,782	50,866	47,842	44,859	47,842	44,859	38,284
	人数(人)	15	16	15	14	15	14	12
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス								
介護老人福祉施設	給付費(千円)	71,186	71,276	71,276	67,761	60,486	56,727	53,212
	人数(人)	20	20	20	19	17	16	15
介護老人保健施設	給付費(千円)	26,714	26,748	26,748	24,265	26,748	22,810	16,584
	人数(人)	8	8	8	7	8	7	5
介護医療院	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	給付費(千円)	0	0	0				
	人数(人)	0	0	0				

(つづき)

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度
(4) 居宅介護支援	給付費 (千円)	5,924	6,138	5,989	5,244	5,185	5,209	4,457
	人数 (人)	33	34	33	29	29	29	25
合計	給付費 (千円)	209,159	215,273	207,795	194,075	193,604	179,805	157,334

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度
総給付費		209,525	215,639	208,161	194,371	193,900	180,101	157,630

▼標準給付費見込額及び地域支援事業費の見込額

単位：千円

	第9期				令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度				
標準給付費見込額 (A)	707,234	233,967	240,633	232,634	216,167	215,439	200,615	175,836
総給付費	633,325	209,525	215,639	208,161	194,371	193,900	180,101	157,630
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	46,160	15,265	15,610	15,285	13,612	13,451	12,811	11,370
特定入所者介護サービス費等給付額	45,479	15,053	15,373	15,053	13,612	13,451	12,811	11,370
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	681	212	237	232	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	25,166	8,322	8,511	8,333	7,411	7,324	6,975	6,191
高額介護サービス費等給付額	24,763	8,196	8,371	8,196	7,411	7,324	6,975	6,191
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	403	126	140	137	0	0	0	0
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,157	714	729	714	646	638	608	539
算定対象審査支払手数料	426	141	144	141	127	126	120	106
審査支払手数料一件あたり単価（円）		71	71	71	71	71	71	71
審査支払手数料支払件数（件）	5,994	1,984	2,026	1,984	1,794	1,773	1,688	1,498
審査支払手数料差引額（K）	0	0	0	0	0	0	0	0
地域支援事業費 (B)	38,436	12,812	12,812	12,812	11,810	11,069	10,337	9,576
介護予防・日常生活支援総合事業費	11,874	3,958	3,958	3,958	3,506	3,188	2,914	2,589
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	17,109	5,703	5,703	5,703	5,153	4,730	4,272	3,836
包括的支援事業（社会保障充実分）	9,453	3,151	3,151	3,151	3,151	3,151	3,151	3,151

## ▼介護保険料の設定について

### 保険料基準月額

第9期の介護保険給付費見込額等から保険料を推計すると、保険料は次のとおりです。

<参考>

第8期(令和3年度～令和5年度)  
保険料基準月額 6,700円

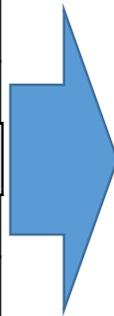


第9期(令和6年度～令和8年度)  
保険料基準月額 7,100円

第3期	4,340円	第6期	6,000円
第4期	5,240円	第7期	6,500円
第5期	5,800円	第8期	6,700円

### 第8期(令和3年度～令和5年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料月額	年額
第1段階	生活保護受給者 世帯全員非課税で年金80万円以下	0.3	2,010	24,120
第2段階	世帯全員非課税で年金80万円超120万円以下	0.5	3,350	40,200
第3段階	世帯全員非課税で年金120万円超	0.7	4,690	56,280
第4段階	本人が非課税で年金80万円以下(課税世帯)	0.9	6,030	72,360
第5段階	本人が非課税で年金80万円超(課税世帯)	1.0	6,700	80,400
第6段階	本人課税で合計所得金額120万円未満	1.2	8,040	96,480
第7段階	本人課税で合計所得金額120万円以上210万円未満	1.3	8,710	104,520
第8段階	本人課税で合計所得金額210万円以上320万円未満	1.5	10,050	120,600
第9段階	本人課税で合計所得金額320万円以上	1.7	11,390	136,680



### 第9期(令和6年度～令和8年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料月額	年額	月あたり増額	年あたり増額
第1段階	生活保護受給者 世帯全員非課税で年金80万円以下	0.285	2,024	24,288	14	168
第2段階	世帯全員非課税で年金80万円超120万円以下	0.485	3,444	41,328	94	1,128
第3段階	世帯全員非課税で年金120万円超	0.685	4,864	58,368	174	2,088
第4段階	本人が非課税で年金80万円以下(課税世帯)	0.9	6,390	76,680	360	4,320
第5段階	本人が非課税で年金80万円超(課税世帯)	1.0	7,100	85,200	400	4,800
第6段階	本人課税で合計所得金額120万円未満	1.2	8,520	102,240	480	5,760
第7段階	本人課税で合計所得金額120万円以上210万円未満	1.3	9,230	110,760	520	6,240
第8段階	本人課税で合計所得金額210万円以上320万円未満	1.5	10,650	127,800	600	7,200
第9段階	本人課税で合計所得金額320万円以上420万円未満	1.7	12,070	144,840	680	8,160
第10段階	本人課税で合計所得金額420万円以上520万円未満	1.9	13,490	161,880	13,490	161,880
第11段階	本人課税で合計所得金額520万円以上620万円未満	2.1	14,910	178,920	14,910	178,920
第12段階	本人課税で合計所得金額620万円以上720万円未満	2.3	16,330	195,960	16,330	195,960
第13段階	本人課税で合計所得金額720万円以上	2.4	17,040	204,480	17,040	204,480

## 西目屋村介護保険事業計画等策定委員会委員名簿

No.	職名	氏名	備考
1	委員長	檜山 重昭	西目屋村議会議員 西目屋村国保運営協議会 会長
2	副委員長	米澤 勝義	西目屋村地区会連絡協議会 会長
3	委員	三上 多喜子	西目屋村社会福祉協議会 事務局長
4	委員	三上 文子	西目屋村民生・児童委員協議会 会長
5	委員	工藤 正子	西目屋村保健協力員 代表
6	委員	三浦 康子	西目屋村老人クラブ連合会 会長
7	委員	三上 恵梨華	西目屋村地域包括支援センター 介護支援専門員
8	委員	木村 千穂	在宅介護支援センター白神荘 介護支援専門員
9	委員	長尾 健志	グループホームユートピア白神 管理者

## 西目屋村介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 西目屋村の介護保険事業計画及び地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、西目屋村介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (審議事項)

第2条 委員会は、計画の策定・進捗状況の審議を行うこととする。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員10名以内の者をもって組織し、委員は村長が委嘱するものとする。

(1) 議員

(2) 行政推進関係者

(3) 保健関係者

(4) 福祉関係者

(5) 介護関係者

2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、その都度選出するものとする。

### (任期)

第4条 委員の任期は令和6年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、会議を招集し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、住民課に置く。

### (報償費等)

第7条 委員が委員会に出席した場合は、西目屋村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の例により、報償費及び費用弁償を支給する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

西目屋村

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月発行

西目屋村役場 住民課

〒036-1492 中津軽郡西目屋村大字田代字神田57

TEL 0172-85-2111 (代表)

FAX 0172-85-2590